

## 附 属 機 関 議 事 録

名 称	令和2年度第3回世田谷区自転車等駐車対策協議会	
担当部課	土木部交通安全自転車課	
開催日	令和3年3月（書面開催）	
開催場所	－	
出席者	委員	小嶋委員（会長）、三羽委員（副会長）、川村委員、峯苔委員、中嶋委員、島田委員、渡邊委員、大原委員、鈴木委員、多賀委員、武田委員、寺内委員、稲垣委員、工藤委員、三那川委員、五味委員、鈴木委員、藤井委員、山野委員、後藤委員（堀江代理）
	事務局	関根土木部長、北川交通安全自転車課長、福島交通安全自転車担当係長、大沼交通安全自転車担当係長、村上交通安全自転車担当係長、浅井交通安全自転車担当係長、佐藤交通安全自転車担当主任、淵浪交通安全自転車課担当主任、風間交通安全自転車課担当主任、内田交通安全自転車担当土木技術嘱託員
欠席者	－	
会議公開の可否	非公開	
非公開の理由	世田谷区情報公開条例第7条6項による	
傍聴人	なし	
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 審議事項</p> <p>（1）計画案について</p> <p>1）「世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画」（案）について（資料1、資料2）</p> <p>2）計画素案に対するパブリックコメント結果について（資料3）</p> <p>3）計画名の愛称の選定について（資料4）</p> <p>（2）自転車等放置禁止区域の指定について</p> <p>1）自転車等放置禁止区域の指定について（追加）諮問第1号 小田急小田原線東北沢駅周辺（資料5）</p> <p>2）自転車等放置禁止区域の指定について（追加）諮問第2号 小田急小田原線世田谷代田駅周辺（資料6）</p> <p>3. 報告事項</p> <p>（1）駅前放置自転車等実態調査について（資料7-1、7-2）</p> <p>4. その他</p> <p>（1）今後の世田谷区自転車等駐車対策協議会の動きについて（資料8）</p> <p>（2）「計画的集団住宅地における自転車利用の実態に関する研究」</p>	

	<p>について（資料9）</p> <p>5. 閉会</p>
会議結果（要旨）	<p>◇委員 ◆事務局</p> <p>◎審議事項</p> <p>（1）計画案について：賛成20、反対0</p> <p>（2）自転車等放置禁止区域の指定について：賛成20、反対0</p> <p>1）自転車等放置禁止区域の指定について（追加）諮問第1号</p> <p>2）自転車等放置禁止区域の指定について（追加）諮問第2号</p> <p>（1）計画案について</p> <p>1）「世田谷区自転車活用推進計画及び自転車等の利用に関する総合計画」（案）について（資料1、資料2）</p> <p>◇南北の交通が不便になっている現状、自転車の移動が多くなっている。その現状に即した道路状況が最悪の状況であり、これを改善することが最優先ではないか。</p> <p>◇自転車が快適に走るまちは、自転車通行空間の整備、利用促進だけでなく、生活自転車が交通ルールを守り、他者にやさしい気持ちをもった走り方をして、初めて快適に走ることができると思う。</p> <p>そのほかに、基本方針の考え方では、自転車が快適に走るまちを、自転車交通ルール・マナーの普及啓発に加えた方が良いと思う。</p> <p>◇ユニバーサルデザインを踏まえた計画にしてほしい。</p> <p>◇計画の対象内容について、①～④はイメージできるが、⑤は範囲が広く難しいので、もっと具体的に示すべき。</p> <p>そのほかに、自転車の利用及び利用環境の状況について、自転車の事故についての記述は、自転車の大型化、若い世代の事故、働き方改革などの背景を踏まえた、事故分析から歩行者（交通弱者）の保護といった観点も必要。</p> <p>◇ヘルメットの着用義務化について、何らかの罰則がある場合は、記載の必要性あり。</p> <p>そのほかに、自転車の受講証について、現時点では、受動的に受けた講習会にて、受講された方だけの配布だが、能動的に受ける講習会を用意し、能動的に受ける講習会の受講証は、何らかのメリットを付与する案を今後</p>

盛り込むと、証明書をつくる意義があるように感じる。例えば、自転車保険の加入の際の値引きなど。思いやりをもって自転車走行する努力をしている方への意欲向上の面の強化があっても良い。

◇自転車の活用にあたり、自転車通行空間の整備、駐輪場の整備、シェアリングの促進、放置自転車対策などのハード面の問題解決は重要だと考える。しかし、それらを活用する区民が正しい交通安全に関する意識を持ち合わせていなければ、この計画の目的は達成されない。幼児から高齢者まで、幅広い世代に向けて反復的な啓発、教育、指導（時には罰則）などのソフト面がより大切だと思う。両者はまさに両輪の関係であり、両方がきちんと機能してこそ、この計画の目的は達成されると思う。

◇施策、方針において異議はないが、生活自転車の考え方をより深めて進めていただきたい。施策6 自転車ネットワークの形成に向けた自転車通行空間の整備では、自転車ネットワーク計画について、本計画との関係を再確認し、世田谷にふさわしい整備のあり方を再考していただきたい。ネットワーク計画の見直しについても、検討いただきたい。駐輪関係については、附置義務の実態調査を検討していただきたい。

◇1章の普通自転車の規定について、令和2年12月の法改正により、四輪自転車も一定基準を満たせば普通自転車に該当することとなったため、記述の修正が必要。

2章の図38の標識について、7ページで普通自転車とそうでない自転車の区別が説明されているため、「普通自転車歩道通行可」のように、最初に「普通」を付けるほうが良い。また、普通自転車の歩道通行は、「普通自転車歩道通行可」の道路標示によっても認められるので、「普通自転車歩道通行可」の標識や道路標示があるとき、のように修正されると良い。

4章の具体施策については、説明をフォローする写真や図が付けられて、内容の理解がより進む内容になったと感じる。さらに、区内のどこの事例であるか、キャプションに示されると良い。

5章の自転車の乗入台数の推計について、第2パラグラフの文章表現に違和感があるので、校正が必要。

## 2) 計画素案に対するパブリックコメント結果について (資料3)

### 3) 計画名の愛称の選定について (資料4)

計画名愛称候補選定結果

世田谷思いやり自転車プロジェクト10

せたがやミライクルプラン3

せたリンシップー自転車総合計画ー2

せたりんプラン2

歩行者、自転車ハーモニー計画3

上記の結果を踏まえ、世田谷思いやり自転車プロジェクトに選定。

(2) 自転車等放置禁止区域の指定について

- 1) 自転車等放置禁止区域の指定について (追加) 諮問第1号  
小田急小田原線東北沢駅周辺 (資料5)
- 2) 自転車等放置禁止区域の指定について (追加) 諮問第2号  
小田急小田原線世田谷代田駅周辺 (資料6)

◇自転車等放置禁止区域について、誰もが分かりやすい表示にしてほしい。

◇区界となる都道の歩道部分は対象とはならないのか。渋谷区側の放置禁止区域指定状況や放置実態について、可能であれば情報を頂きたい。

◎報告事項

- (1) 駅前放置自転車等実態調査について (資料7-1、7-2)

◎その他

- (1) 今後の世田谷区自転車等駐車対策協議会の動きについて (資料8)
- (2) 「計画的集団住宅地における自転車利用の実態に関する研究」  
について (資料9)